

参審制と信教の自由

片桐 直人（近畿大学）

I. ドイツにおける「名誉職裁判官」と参審制（→資料 1、資料 2）

1. 複数の裁判権と市民の参加

通常裁判権（刑事裁判、商事裁判）

行政裁判権

財政（税務）裁判権

労働裁判権

社会裁判権

2. 刑事裁判権と参審裁判官

II. 参審裁判官の就任要件と拒否事由

1. すべての名誉職裁判官の適格要件と障碍事由

国籍、年齢、居住地、公職就任資格の喪失、故意による行為によって 6 ヶ月以上の有罪判決を受けていること、財産上の処分の制限の命令を受けている者、選挙権を有しない者、人間の尊厳及び法治国家の原則に反する行為を行った者など。

2. 参審裁判官固有の適格要件と障碍事由

精神的または身体的疾患のために職務に適さない者、連邦大統領 連邦政府または州政府の構成員、裁判官、検察官、公証人弁護士などのほか 聖職者と定款上共同生活を送る義務を負う宗教団体の構成員（裁判所構成法 34 条 1 項 6 号）

3. 障碍事由としての「聖職者及び定款上共同生活を送る義務を負う宗教団体の構成員」

ア) 聖職者：公法上の社団たる宗教団体の聖職者だけでなく、基本法 140 条によって編入されたヴァイマル憲法 137 条（宗教団体結成の自由）によって保障される宗教団体の聖職者を指す。例：自由キリスト教団（Freien Christengemeinde の牧師）

イ) 共同生活を送る義務を負う宗教団体の構成員：典型的には、修道会であるが、あらゆる宗派、信仰、世界観においても定款上、共同生活を送ることとされている団体の構

成員について適用される。

4. 拒否事由（裁判所構成法第 35 条）

*35 条は参審裁判官に就任することを拒否できる事由を列挙する。

- －連邦議会、欧州議会又は州議会の議員
- －医師、歯科医師、看護師、薬剤師など
- －職務の遂行によって、家族の世話が著しく困難になる者
- －満 65 歳に達している者または当該職務期間の終了時まで満 65 歳に達する者 など

→ 信仰を理由とした拒否は列挙されておらず、認められない。（なお、後述IV-2 参照）

III. 参審裁判官の選定手続（→資料 3）

1. 概要

任期（5 年）ごとに候補者名簿を作成し、参審裁判官選出委員会により正参審裁判官と予備裁判官を選出する。

2. 候補者名簿の作成と参審裁判官の選定

→「性別、年齢、職業及び社会的地位により、住民の各層を適正に考慮しなければならない。」（裁判所構成法 36 条 2 項、なお裁判官法 44 条 1 a 項も参照）

ア) 原案の作成

市町村が作成するが、原案作成には統一的な手続はない。

→ 自己推薦や住民登録からの無作為抽出のほかに、政党による推薦のほか、教会や教会系の慈善団体から推薦を募る市町村もある。教会による推薦が特に問題とされることはない。

イ) 名簿の決定

市区町村議会が特別多数で同意を与えた後、縦覧に供される。縦覧期間中に異議申立てができる。その後、申し立てられた異議とともに区裁判所に送付される。区裁判所では、参審裁判官選任委員会が異議を採決した上で、正参審裁判官と予備裁判官を選定する。

ウ) 開廷期日の割当て

正参審裁判官は、年に 1 回くじにより年間約 12 開廷日を割り当てられ、呼び出される。

IV. 参審裁判官の義務と信教の自由

1. 宣誓（裁判官法 45 条 3 項、同 4 項、5 項）

ア) 通常の宣誓（同 45 条 3 項）

「私は、ドイツ連邦共和国の基本法及び法律に忠実に名誉職裁判官の義務を果たすこと、最良の知識及び良心に基づき人の如何を問題とせず
に判決すること、真理及び正義にのみ奉仕することを、神に誓って宣誓する」

イ) 宗教への配慮

- ・「神に誓って」という文言なしに行うことができる（同3項）。
- ・信仰上または良心上の理由から「宣誓」する意思がないことを申し出る場合には、「宣誓」のかわりに「誓約」という文言を用いることができる（同4項）。
- ・宗教団体独自の誓約、宣誓の文言を使用する意思がある場合には、その文言を追加することができる（同5項）。

ウ) 宣誓の意義と効果

宣誓は、名誉職裁判官への就任を有効にする（形成的な）効果があり、宣誓が欠ける場合には、就任は無効である。

エ) 宣誓拒否と制裁

宣誓は免れることのできない義務（裁判所構成法 56 条）であり、過料が科され、参審裁判官名簿から削除される。

オ) 宣誓拒否と信教の自由

もともと、宣誓拒否が宗教又は良心に基づいてなされる場合、そのことに基づいて不利益に取り扱うのは、基本法 4 条（宗教の自由）に反する。この場合は、参審裁判官への就任がなされず、参審裁判官名簿から削除されるのみに止まる。

Cf. 連邦憲法裁判所 1988 年 10 月 25 日判決 [BVerfGE 79, 69]

2. 中立・公正性

ア) 参審裁判官の中立・公正性

参審裁判官も裁判官であり、職業裁判官と同様に中立・公正であることが義務づけられる。→職業裁判官と同様の義務に服することができない場合には、裁判所構成法所定の制裁がある。

イ) 具体的事案

事案①（ビーレフェルト地方裁判所 2006 年 3 月 16 日決定）

女性参審裁判官が、公判中、イスラーム教のスカーフを着用したままで参加することができなければ、宣誓を行うつもりがないことを表明した。既に、同年 1 月、ノルトライン・ヴェストファーレン州の法務省は、イスラーム教のスカーフを着用する参審裁判官を、裁判所構成法 176 条に定める法廷警察権を根拠に除斥できること、また、免職されるとの見解を公表してい

た。

→ 当該参審員が十分にドイツ語を操ることのできるドイツ国籍保有者であって裁判所構成法 32 条の適格要件を満たすことを確認した上で、裁判所構成法には何ら服装規定がないこと及び基本法 4 条 1 項並びに 2 項が宗教的シンボルの着用を含む信教の自由を保障していることから、本件において国家機関の中立性維持のためにかかる基本権の法律による制約の可否を判断する必要はなく、ただ将来の個別の刑事事件に参加する際に、事案の性質などに応じて、参審裁判官の非党派性に疑義が生じないかを検討すれば足りるとして、免職を認めなかった。

事案②（ドルトムント地方裁判所 2006 年 11 月 7 日決定）

女性参審員がイスラーム教のスカーフを着用して公判に現れ、公判中に脱ぐ意思がなかった。

→ 当該参審員は、裁判所の中立性と客観性を傷つけ、社会における女性の地位が特定の宗教において制約されているという印象を与える世界観を保持していることを示すものであるとして、裁判所構成法 32 条違反を理由に、同法 176 条に定める法廷警察権を行使し除斥（ausschließen）した。

V. おわりに

1. 参審制と信教の自由

- ① 聖職者や修道会の構成員に対する一定の配慮→もともと一般の信者には適用はなく、基本的には参審裁判官に選定されれば就任し職務を遂行する義務がある。
- ② ドイツでは、そのような一般の信者が参審裁判官となることについて、信教の自由との関係で問題とされてきたことはあまりないように思われる。
- ③ 一方で、参審裁判官に就任し職務を遂行する上でも、信教の自由との緊張関係が生じる場合がある（宣誓やスカーフ着用の問題）。この点については、国家の宗教的中立性の要請と信教の自由との調整問題になり、慎重な対応が求められるが、できる限り、個別具体的な事情を酌みつつ、参審裁判官にできる限り就任できるよう配慮するのが基調であると思われる。

2. 日本法への示唆

以 上